令和8年度 幼稚園・保育所 入園のしおり

【申込受付期間】

令和7年10月1日(水)~令和7年10月31日(金)



愛 荘 町



1.	施設利用手続きの流れ1~3
2.	申込に必要な書類4~5
3.	幼稚園を利用される方へ6~7
4.	幼稚園の紹介8
5.	保育所を利用される方へ9~11
6.	保育所利用料減免のお知らせ12
7.	保育所月額利用料徴収算定基準表13
8.	町内の保育所一覧14

(参考資料)

幼稚園·保育所入所申込書(記入例) 家庭状況報告書(記入例) 申込様式等各種

保育年齢	(令和8年度)	_	
年齢	生年月日	_	
O歳児	令和7(2025)年4月2日以降		
1 歳児	令和6(2024)年4月2日~令和7(2025)年4月1日		(0)
2 歳児	令和5(2023)年4月2日~令和6(2024)年4月1日	ļ	保 - 育 所
3 歳児	令和4(2022)年4月2日~令和5(2023)年4月1日	∫ _{kh}	所
4 歳児	令和3(2021)年4月2日~令和4(2022)年4月1日	- 幼 - 幼	
5 歳児	令和 2(2020)年 4 月 2 日~令和 3(2021)年 4 月 1 日		J
		. –	



お問い合わせ先

子ども支援課(本庁舎 別館) TeLO749-42-7693

1. 施設利用手続きの流れ

◆一斉入所申込の場合(令和8年4月~令和9年3月入所希望)

①認定申請・ 施設利用申込み 配布場所にて、入所案内等を受け取り、必要書類を整えた上で、 **子ども支援課(本庁舎 別館)**にてお申込みください。

入所申込書等は、正確および具体的に記入してください。記載内容が事実と異なり、入所要 1 0 月 件を満たさなくなった場合、退所していただくこととなります。

> ※認定証の交付は、本来認定の申請から30日以内に通知することとなっていますが、4月入 所は、認定事務が集中するために審査に時間を要することから、翌年2月上旬となる予定で す。

受付期間 令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)まで

※土曜・日曜・祝日を除く、8時30分~17時15分

※書類不備、郵送での受付はできません。

※令和8年4月1日以降、愛荘町に住所がある児童が対象です。



配布場所 令和7年10月1日(水)からお渡しできます。

子ども支援課、秦荘支所、子育て支援センター、

町内幼稚園 (秦荘幼稚園、愛知川幼稚園)

町内認可保育所(秦川保育園、秦川愛児園、八木荘保育園、

愛知川保育園、ゆたか保育園、つくし保育園)

※資格要件がない場合は、認定を取り消します。

1 号認知	E (幼稚園)	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
2号認知	(保育所)	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」 に該当する家庭で、保育を必要とされる場合
3 号認知	官 (保育所)	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」 に該当する家庭で、保育を必要とされる場合



保育の必要な事由 ※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。 保護者が家庭で保育できない場合、2号、3号認定対象となります。

- ①1月当たりの就労時間が64時間以上(休憩・通勤時間を含めない)の労働に従事していること。
- ②妊娠中か出産後、間もない期間であること。出産月を含まない期間。

※在園児(前2ヶ月、後6ヶ月)、新規(前1ヶ月、後2ヶ月)が利用限度期間。

- ③疾病に罹患し、または、負傷していること。
- ④精神または、身体に障がいを有していること。
- ⑤長期にわたり同居等の親族を常時介護または看護していること。
- ⑥震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に関する作業に従事していること。
- ⑦求職活動を継続的に行っていること。
- ⑧就学していること。
- 9子どもに対し、虐待をするおそれがあること。
- ⑩育児休業取得をする場合で、既に就学前の子どもが保育を利用し、育児休業中に当該子どもの保育 利用が引き続き必要と認められた場合。
- ⑪前各号に掲げる事由に類すると町長が認める状態にあること。



	11月~1月	申込書などにより、家庭状況等を総合的に判断し、入所児童の選考
		を行います。
②認定審査・		継続入所を希望された場合でも、家庭状況の変化により、入所要件
利用施設の調整		がなくなった場合は、退所となります。
		書類内容に不備がある場合は、電話確認や訪問調査などにより、実
		態調査等を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。



		入所の可否については、保護者あて、認定通知と施設利用が可能か どうかの通知を送付します。
③入所決定・	2月上旬	それ以前のお問い合わせについてはお答えできません。
認定証の発送	- /,	施設利用については、認定通知があっても、空きがない場合、利用
		できないこともあります。
認定証の発送		



注意 入所決定後、入所を辞退される場合は、すみやかに子ども支援課までお申出ください。入 所間際に辞退された場合は、準備にかかった費用を徴収することがあります。また、入所月の 1日以降に辞退された場合は、国へ登園していなくても、入所月の利用料がかかる場合があり ますので、ご注意ください。

④入所説明会等 2~3	月 説明会等	、各幼稚園・保育所からご案内します。
-------------	--------	--------------------



◆年度途中入所申込の場合(一斉入所申込終了後の申込)

④入所

随時

ださい。

①認定申請・ 施設利用申込み	随時	途中申込の場合も同様の提出先となります。入所審査・利用施設の 調整等に 1 ヶ月以上要するため、入所を希望される場合、すみやか
他政利用甲込の		に、必要書類を整え、申込みをしてください。
•		
		申込書などにより、家庭状況等を総合的に判断し、入所児童の選考
②認定審査・	随時	を行います。書類内容に不備がある場合は、電話確認や訪問調査な
利用施設の調整		どにより、実態調査等を行うことがありますので、あらかじめご了
		承ください。
•	•	
		入所の可否については、保護者あて、認定通知と施設利用が可能か
③入所決定・	随時	どうかの通知を送付します。
認定証の発送		施設利用については、認定通知があっても、空きがない場合、利用
		できないこともあります。
•		
01-	Date rule	各幼稚園・保育所へご連絡いただき、入所に関する説明を受けてく

2. 申込に必要な書類

- *幼稚園、保育所入所申込みには、下記の書類が必要となります。入所案内の設置場所や申込期間等については、前頁で紹介したとおりです。出産前でも、令和8年度内に職場復帰される場合は、保育所入園申込書の提出が可能です。
- * <u>幼稚園入園希望の場合は、①、②、③の書類を提出。</u> 保育所希望の場合は①、②、③に加えて、④~⑬のうち必要に応じて対象の添付書類を提出。
- *①、②、③については、児童1名につき、1枚記入。
- *添付書類については「保育を必要とする事由」や、1月1日時点の愛荘町の住所の有無により異なりますが、世帯単位で、必要枚数をそろえてください。 (例 児童2人の場合は就労証明を父の分1通、母の分1通など) *保護者とは「父母」。親族とは「同居の祖父母、兄弟姉妹」を指します。場合により、同居でない場

●必ず提出するもの

合もあります。

チェック	番号	提出書類	提出条件等
	1	幼稚園・保育所 入 園申込書 【保護者が記入するもの】幼稚園、保育所を希望する場合、 (施設型給付費・地域型給 付費等支給認定申請書)	
	2	家庭状況報告書	【保護者が記入するもの】幼稚園、保育所を希望する場合、必ず提出。児童1名につき、1枚必要。 アレルギーなど、心配なことがある場合、この用紙にご記入ください。
	3	多子軽減・ひとり親 世帯等軽減申請書	【保護者が記入するもの】子を2人以上監護し、幼稚園・保育所を 希望する場合、必ず提出。児童1名につき、1枚必要。申請がない 場合、多子軽減を実施できないことがあります。

●添付書類

			【勤務先で証明】保育を必要とする事由が、居宅外就労による場
		就労(予定)証明書	合。保護者のものが必要です。
			【内職受先で証明】保育を必要とする事由が、内職による場合。
	4		保護者のものが必要です。
			【自営中心者の証明】保育を必要とする事由が、自営の場合。
			保護者のものが必要です。
	(E)	典类分束和事	【農業従事中心者の証明】保育を必要とする事由が、農業従事の場
		農業従事証明書 	合。保護者のものが必要です。
	(6)	ロフチ帳の写し	保育を必要とする事由が、妊娠出産による場合。
	□ │⑥ │母子手帳の写し		※氏名と出産予定日が記載されている頁の写しを提出。母が対象。
	在学証明書		【在学する学校の証明】保育を必要とする事由が、学校教育法に規
	$\bigcup_{i \in \mathcal{U}} f_i$	(任意様式)	定する学校等在学による場合、提出。保護者のものが必要です。
	8	診断書	【医療機関の証明】保育を必要とする事由が、病気の場合。
			保護者や親族のものが必要です。

	9	求人申込証明	保育を必要とする事由が、就職活動中の場合。ハローワーク受付票
			など。保護者のものが必要です。
	(10)	障がい者手帳の写し	児童・保護者・同居の親族が障がい者手帳を所持している場合に提出。 出。
	100		
			※保育を必要とする事由としての資料、保育園利用料減免算定資料となります。
	(11)	児童扶養手当証書の	ひとり親家庭の場合。
		写し	※保育を必要とする事由としての資料、保育園利用料減免算定資料となります。
П	(12)	保育を必要とする申	【民生委員・児童委員の証明】④~⑪以外で、保育を必要とする事
		立書	由がある場合に提出。保護者のものが必要です。
			課税証明書 (転入の場合) 保護者のものが必要です。
	13	利用料算定に必要な	※同居の祖父母のものが必要な場合もあります。
		書類	※利用料算定資料として、他に資料を求める場合があります。
			※令和7(2025)年1月1日以前に愛荘町に住所がある場合は不要です。
	*	個人番号カード	平成28年1月から申請時に申請者(保護者)の個人番号の記入、提
			<u>示が必要となりました。必ず個人番号カードを持参してください。</u>
			個人番号通知カードの場合は、本人確認のため運転免許証等を持参し
		個人番号通知カード	てください。

幼稚園



幼稚園の一日・・・

8:30~ 預かり保育 登園

8:40~ 9:00 登園

9:00~ 9:20 朝の会

9:20~11:40 年齢や季節に応じた遊び

11:40~12:40 給食準備・給食・後始末

12:40~13:20 戸外や室内での遊び 13:20~14:00 降園準備・帰りの会

14:00~14:20 降園

14:00~16:30 預かり保育 降園

(※別途、新2号の認定申請と預かり保育申込が必要)

※午前中保育は給食なしで、11:00降園

3. 幼稚園を利用される方へ

◆幼稚園とは

幼稚園は、義務教育およびその他の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。

◆利用時間

平 日 9:00~14:00

※ただし、3歳児は、4月・5月は午前中保育。

◆入園資格

愛荘町に居住している満3歳から、小学校就学前までの幼児です。

◆学期制

1学期 4月1日~ 7月31日

2学期 8月1日~12月31日

3学期 1月1日~ 3月31日

◆休業日

- *祝日(法律に規定する休日)・土曜日・日曜日
- *振替休日(土・日曜日に行事を開催した時の振替)
- * その他の休日(台風や伝染病などが発生した場合)

*長期休暇 学年末始業日 (春休み) 4月 1日 ~ 4月 9日

夏季休業日 (夏休み) 7月21日 ~ 8月28日

冬季休業日 (冬休み) 12月24日 ~ 1月 6日

学年末休業日 (春休み) 3月25日 ~ 3月31日

◆通園区域

秦荘幼稚園→秦荘中学校区にお住まいの幼児が対象。

愛知川幼稚園→愛知中学校区にお住まいの幼児が対象。

◆幼稚園保育料

*令和元年10月から保育料が無償になりました。

町内幼稚園	町外幼稚園
① 保育料 月額0円	①町外施設保育料 月額0円
② 給 食 費 月額3,700円	その他施設によって実費徴収があります
(主食:400円 副食:3,300円)	
③ バス使用料 月額1,000円	
④ その他、教材費、PTA会費	

減免

②給食費は、次に掲げるお子様について、副食費が免除になります。(主食費は免除対象外)

ア 年収360万円未満の世帯のお子様

イ 第3子以降のお子様 (ただし、小学3年生以下の兄姉から数えて第3子以降)

◆預かり保育について

就労等で保育を必要とされている場合、「新2号」の認定を受け、預かり保育を利用することができます。

* 利用可能幼児 就労や疾病等で保育を必要とする場合(新2号認定申請が別途必要)

*利用時間 8:30~9:00、14:00~16:30

(おやつ持参。給食の提供がない日は弁当持参。)

* 利用料 無料。ただし、教材費等は徴収します。 * 定 員 愛知川幼稚園 8 0 人 秦荘幼稚園 4 0 人

*送 迎 保護者送迎。通園バスを利用することはできません。

*手続き 子ども支援課へ、新2号認定申請書と預かり保育利用申込書を提出ください。

4. 幼稚園の紹介

項目	愛知川幼稚園	秦荘幼稚園
元大地	〒529-1313	〒529−1234
所在地	滋賀県愛知郡愛荘町市 1736 番地	滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 1210 番地 1
	TEL: 0749-42-2110	TEL: 0749-37-3696
連絡先	FAX: 0749-42-5103	FAX: 0749-37-8010
上 连桁元	E-mail	E-mail
	eyochien@town.aisho.lg.jp	hyochien@town.aisho.lg.jp
定数	240 人	160 人
5 歳児	90 人 (3 学級×30 人)	60 人 (2 学級×30 人)
4 歳児	90 人 (3 学級×30 人)	60 人 (2 学級×30 人)
3 歳児	60 人 (3 学級×20 人)	40 人 (2 学級×20 人)
制服	体操服上下 スモック	体操服上下 スモック

保育所



保育所の一日・・・

乳児と1・2歳児 幼児(3歳以上児)

7:30登園、早朝保育7:30登園、早朝保育8:00登園、健康観察8:00登園、健康観察8:30登園、健康観察8:30登園、健康観察

9:00 あそび 9:00 自主的・主体的活動

11:00 給食 11:30 給食

12:30 おひるね 12:30 あそび(おひるね3歳児)

15:00おやつ16:00降園16:30降園16:30降園

18:30 延長保育 降園 18:30 延長保育 降園

19:00 降園 19:00 降園

5. 保育所を利用される方へ

◆保育所とは

保護者からの委託を受けて、保育を必要とする乳児または、幼児を保育することを目的とした施設です。(児童福祉法第39条)また、保育所における環境を通して、養護、および教育を一体的に行うことを特性としています。

◆ならし保育について

保育所新規入所時には、お子様の生活環境が大きく変化するため、入所当初は短時間での保育等を実施し、環境に慣れていただく期間を設けています。そのため、当初は、早い時間でのお迎えをお願いしていますので、職場などの調整をお願いします。ならし保育の期間は、お子様の状態や園により異なりますが、入園後、1週間程度となります。職場などの都合により、ならし保育の実施が難しい場合は、事前に各保育所へご相談ください。(ならし保育期間を考慮し、入所を少し早めることは可能です。)

◆住所・家族構成・就労先などの変更について

- *児童と保護者(申込者)は、愛荘町に住所を有することが必要です。(転入見込可)
- *入所申込をされた時の状況に変更が生じた場合は、すみやかに保育所または、子ども支援課までお申出ください。内容に応じて、変更届や証明書などのご提出をお願いする場合があります。
- 例 1) 就労予定で入所された場合→就労開始後、就労証明書の提出が必要です。
- 例2) 愛荘町内に住所がなくなった場合は、属する月末において、退所届が必要です。 継続入所を希望される場合は、再度、住所地での手続きが必要となります。

◆保育時間や休園日について

*保育短時間認定とは

8時間の範囲内の保育時間。秦荘地域は8:00~16:00、愛知川地域は8:30~16:30

*保育標準時間認定とは

11時間の範囲内の保育時間。7:30~18:30

*延長保育時間とは

保育標準時間認定を超えて保育する時間。18:30~19:00

利用できる時間は、園によって異なりますので、保育所一覧をご覧いただき、延長保育を希望される場合は、各保育所へご相談ください。延長料金がかかる場合がありますので、園へお問い合わせください。

* 休園日

日曜日・国民の祝日および年末年始(12/29~1/3)としています。また、台風などで特別警報 や警報が発令されたときや伝染病などが発生した場合は、自宅待機・登園自粛とすることがあります。

- ◆保育所利用料について ※町内認可保育所の場合。以下「保育料」として説明。
- *保育にかかる経費は、保護者・国・県・町の4者で負担することになっています。そのうち、保護者の負担額は、「保育料」として、町へ納めていただきますが、保育料については、<u>令和元年10月から、</u>3歳以上児(全世帯)と3歳未満児(非課税世帯)は無償となりました。
- *保育料は無償になりますが、3歳以上児は副食費(おかず・おやつ等)が保護者負担となります。ただし、次の世帯は、副食費が免除されます。
 - ○**年収360万未満世帯**のお子様(P13では、第1から第5階層。母子世帯等は第6階層まで。)
 - ○**第3子以降のお子様**(小学校就学前の兄姉から数える。ただし、第6、7階層については年齢制限なしで数える。)
- *保育料は、原則として、児童の属する世帯の扶養義務者(児童の直系血族(父・母)のほか家計の主宰者等)の課税状況により、決定されます。
- *保育料は、市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、切り替え時期は、毎年9月になります。 (8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定。)
- *決定後、更正の申告等で変更が生じた場合は、保育料の変更を行いますので、子ども支援課までご連絡ください。また、<u>更正があった場合、現年度分の保育料については遡って還付しますが、過年度分については還付しません。</u>
- *保護者会費、遠足代、制服代など、<u>園によって、保育料とは別に実費徴収がある場合がありますので、</u> 詳しくは各保育所にお問い合わせください。
- *未申告の場合は、保育料の算定ができないため、年齢最高額の金額とさせていただきます。

減免

- *家庭の都合により、1日も登園しなかった場合でも、1日時点の入所児童であれば、1か月分の保育料がかかることになります。病気等で20日以上お休みされた場合は、減免の対象となる可能性があるため、各保育所または子ども支援課までご相談ください。
- *市町村民税額により、軽減される場合があります。詳しくはP12のお知らせをご覧ください。
- * 入所している児童のほかに監護している児童がいる場合やひとり親世帯の方は、「多子軽減・ひとり 親世帯等軽減申請書」を提出してください。

支払い方法 ※町内認可保育所の場合

- *保育料は町へ納付していただきますが、口座振替にて支払うことが可能です。入所決定後、「口座振替依頼書」のご提出により、振替口座の登録をします。書類提出の翌月からの振替開始となります。口座振替日は、毎月、月末です。月末が土日・祝日の場合は、翌営業日となります。ただし、園によって、納付方法が異なる場合がありますので、詳細については、保育所へお問い合わせください。
- *副食費については、各保育所に直接納付していただきます。金額、徴収方法については、各保育所へ お問い合わせください。

6. 保育所利用料減免のお知らせ

3歳未満の保育所利用料(以下「保育料」)について、愛荘町では、以下の軽減を行います。

軽減の種類は3種類になります。(保育料算定基準表は次頁参照) <u>3歳以上の保育料無償化となりましたが、軽減についてのカウント方法はこれまでと変わりません。</u>

①第3~5階層(所得割課税額均等割のみ~所得割課税額57,700円未満)

第3~5階層の世帯の場合、小学校就学前までとしていた多子計算に係る年齢制限を撤廃します。第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。

(ただし、保育料無償化により、第2子が3歳以上の場合は第2子も無料。)

②第3~6階層のひとり親世帯等(所得割課税額均等割のみ~所得割課税額77,200円未満)

第3~6階層のひとり親世帯等の場合は第1子の年齢にかかわらず、第1子から半額、第2子 以降が無料となります。

(ただし、保育料無償化により、第1子が3歳以上の場合は第1子も無料。)

③**第6、7階層**(所得割課税額77,200円以上97,000円未満)

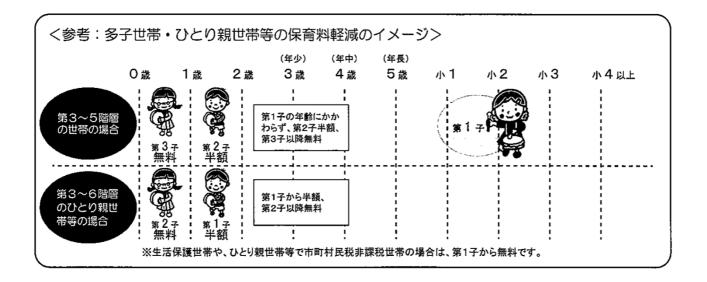
第6、7階層の世帯の場合は年齢制限を設けず第1子のカウントを行います。 第3子以降の保育料のみ無料となります。

(例)子どもが3人の世帯。

第1子が小学生、第2子が保育園2歳児、第3子が保育園1歳児の場合、第2子の保育料は全額、第3子の保育料は無料となります。

(ただし、第2子が保育園3歳以上の場合、第2子も無料。)

※上記階層以外は、多子計算を教育保育施設に入所している児童を第1子、第2子、第3子 とカウントします。第1子の保育料は満額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。 (<u>ただし、第1子、第2子が3歳以上の場合、第1子、第2子も無料。</u>)



7. 令和8年度保育所月額利用料徵収算定基準額表

3歳以上は保育料が無償になりました

(年齢基準日:4月1日)

階層			保育料	3歳未満	保育料	3歳以上
区分			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1			οη	οη	Ο円	οπ
第2		市町村民税 非課税世帯	οΉ	οΉ	О円	Ο円
第3		所得割課税額 均等割のみ	10, 200円	10, 000円	О円	ОП
第4	当該年 度の4月	48, 600円未満	13, 800円	13, 500円	Ο円	О円
第5	から8月 分までの 保育料	57, 700円未満	15, 400円	15, 100円	Ο円	О円
第6	の算定 に当たっ ては前 年度分、	77, 200円未満	19, 000円	18, 600円	О円	οπ
第7	当該年 度9月分 から8月	97, 000円未満	29, 200円	28, 700円	О円	ОН
第8	分までの 保育料 に当たっ	133, 000円未満	39, 000円	38, 300円	О円	οπ
第9	ては当 該年度 分の市	169, 000円未満	44, 200円	43, 400円	0円	οπ
第10	町村民 税額	301, 000円未満	48, 600円	47, 700円	О円	О円
第11		397, 000円未満	56, 100円	55, 100円	О円	О円
第12		397, 000円以上	64, 200円	63, 100円	О円	Ο円

^{※3}歳以上と、3歳未満の第2階層は、保育料が無償となります。

母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯で第3~6階層区分の方は、次に定めた金額で徴収します。

階層区分	保育料 3歳	未満	保育料 3歳以上		
陷借区万	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
③所得割課税額 均等割のみ	4, 600円	4, 500円	0円	ОН	
④48, 600円未 満	6, 400円	6, 250円	0円	οπ	
⑤57, 700円未 満	7. 700円	7, 550円	οΉ	οπ	
⑥77, 200円未 満	9, 000円	8, 800円	0円	οπ	

[※]生計を一にする子のうち第2子以降は、無償となります。

^{※3}歳以上は保育料が無償となっても副食費(おかず、おやつ等)は保護者負担となります。(金額、徴収方法は各園にお問い合わせください。)ただし、第1~5階層と、第3子以降の子どもたち(小学校就学前の兄姉から数える。ただし第6、7階層は年齢制限なしで数える。)は副食費が免除されます。また3歳未満の副食費については、保護者負担はありません。

[※]減免については、P11、P12をご覧ください。

[※]母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯は、6階層まで副食費が免除されます。

8. 町内の保育所一覧

所在地、電話番号	定員	受入 体制	曜日	保育時間区分	(開所時間)	実費徴収予定額 ※1 (令和7年度を参考)
秦川保育園		産休品	平日	保育短時間認定	保育標準時間認定 (延長保育含む) 7:30~19:00	副食費4,500円/月(主食は持参)、 保護者会費2,400円/年、
蚊野2560番地 Tel0749- 37-3582	90人	明けから	土	希望保育(事 通常保育 8:00~16:00		絵本代410〜470円/月、 写真代3,600円/年、 バス代2,400円/年、 新学期用品など
秦川愛児園	70人	出産後6	平日	保育短時間認定 8:00~16:00	保育標準時間認定 (延長保育含む) 7:30~19:00	副食費4,500円/月(主食は持参)、 保護者会費1,200円/年(1世帯あたり) バス代(3歳児以上1世帯あたり)
目加田628番地2 Tel0749- 37-2037	70%	6 ヶ 月	土	希望保育(事 通常保育 8:00~12:00	前申請必要) 延長保育 7:30~16:00	2,400円/年、 写真代3,000円、 遠足代、新学期用品など
八木莊保育園		産 休 明	平日	保育短時間認定	保育標準時間認定 (延長保育含む) 7:30~19:00	副食費4,500円/月(主食は持参)、 保護者会費1,500円/年(1世帯あたり)
島川483番地 Tel0749- 42-5082	70人	明けから	土	希望保育(事 通常保育 8:00~12:00		写真代550~2,250円、 遠足代、新学期用品など
つくし保育園		出産後	平日	保育短時間認定	保育標準時間認定 (延長保育含む) 7:30~19:00	副食·主食費5,000円/月、 保護者会費2,400円/年、 遠足代7,000円、
川原680番地 Tel0749- 42-5475	100人	後6ヶ月	土	希望保育(事 通常保育 8:30~16:30		新学期用品など、 延長保育料金(利用者のみ) 1回150円など
ゆたか保育園	70.1	離乳食	平日	保育短時間認定 8:30~16:30	保育標準時間認定 (延長保育含む) 7:30~19:00	副食費4,500円/月(主食は持参)、 新学期用品など
東円堂1530番地 TELO749- 42-5323	70人	食終了後	土	希望保育(事 通常保育 8:30~12:00	前申請必要) 延長保育 8:.00~16:00	利子知用品なC
愛知川保育園 愛知川1558番地	60人	離乳食終了	平日	保育短時間認定 8:30~16:30	保育標準時間認定 7:30~18:30	副食費4,500円/月(主食は持参)、 絵本代350~500円/月、
愛知川1558番地 Tel0749- 42-6370		終 了 後	土	希望保育(事 通常保育 8:30~12:00	前申請必要) 延長保育 7:30~16:00	遠足代3,000円(4、5歳児)、 新学期用品など

- *離乳食終了については個人差があり、おおむね10~11ヶ月からの受け入れとなります。
- *上記の内、定員については令和8年4月以降のもので継続児童分を含みます。
- * **土曜日の保育**については、原則、**希望保育**とし、**就労状況等により必要な場合のみ**利用することができます。利用にあたっては、入所の決まった保育園へ事前申請の手続きを必ず行ってください。 (事前申請書の提出期日は、保育園によって異なります。)
 - なお、申請内容に疑義が生じた場合、保育の必要状況を職場等へ確認させていただく場合があります。
- * 登園・降園は、認定に応じて必ず保育時間内に行ってください。
- ※1 入園、進級の際には、新学期用品として別途料金がかかります。また、年齢に応じて料金が異なります。詳細は園にお問い合わせください。

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書



(令和8年度 幼稚園 · 保育所 入園申込書)

申請者氏名(提出者)

申請者氏名 愛荘 健太 個人番号[3456 7890 1234

愛 荘 町 長 教育委員会教育長

提出時に個人番号カードの提示が必要になります。通知カードの場合は、身分証明書が必要になります。(運転免許証、パスポート等)

押印不要

次のとおり、施設型給付費・地域

	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性	別年齢	障手有無		
申請に係る		生年月日	注	別年齢			
小学校就学	あいしょう はな	△和5年9日22	3日 男	(女) 2	有(無)		
前の子ども	愛荘 花	令和5年8月23日 男					
個人番号	1234 5678 90	112					
	1234 3070 90	712					
保護者	(住所) 愛荘町	愛知川72番地		令和8年4月1日	旧左の年齢		
住所	发红叫	发加川/2亩地		710十4月1日	近1エリー中間		
連絡先	(連絡先、電話・携帯) (1)	0749-42-4111	-				
	2			保育所は有。幼	推園は無。		
認定者番号		※ !	既に支給認定	を受けている場合!	こ記入		
保育の	(月本託の利用なる	とはそれ 1担 人 / 小井日	目体の併願の	担めためもい			
希望	(有) : 保育所の利用を希望される場合(幼稚園等の併願の場合を含む)						
有無(※)	毎	ᄎᇸᆉᄼᄱᇫᄼᄱᅕᇎᄻ	女しの 併成は	- 	-		
	無 は 幼稚園の利用を	希望する場合(保育所等	寺との併願は	(さません)			
\#\	*			*	_		

- ※ 「保育所」とは保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型」保育 事業所内保育をいいます。(以下同じ)
 - •「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)
 - ·「有」を○で囲んだ場合①~④に、「無」を○で囲んだ場合①、②及び④に必要事項の記入
- ① 世帯の状況

区分	氏名	続柄	生 年 月 日	性別	職業·学校名等	個人番号	
児	あいしょう けんた 愛荘 健太	父	昭和61年3月23日	男女	会社員	3456 7890 1234	
童	あいしょう じゅん 愛荘 純	母	昭和62年7月31日	男女	公務員	5678 9012 3456	
の	がしょう だいち 愛荘 大地	兄	平成29年12月3日	更女	〇〇小学校3年	7890 1234 5678	
世	あいしょう いちろう 愛荘 一郎	祖父	昭和30年9月15日	男 ·女	自営業	9012 3456 7890	
帯		祖母	昭和30年10月1日	男囡	パート	2345 6789 0123	
員	保護者および家族(同一生計、同番地、同一敷地)すべてについて、4月1日時点の内容で記入。						
			+ 7 H	カン			
生活	舌保護の適用の有無		適用無・適用有(年 月 日	保護開始)	
					-	+ + + + + + + 1	

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

基本、就学前まで記入。

利用を希望する期間	令和8年4月1日から 令和12年3月31日まで
	施設(事業者) 名 希望理由
到四大 乡 胡子 7 抚予 2	第1希望 〇〇保育園 理由 自宅から近いため
利用を希望する施設名	第2希望 △△保育園 理由 自宅から2番目に近い
	第3希望 □□保育園 理由 母の通勤経路上にある

3	军苔σ)利田を必到	要とする理由	1 年	③につ	いては、幼	稚園希望	瞿の方は記載	【不要 。		
×			くは疾病等の		より保育所等	まにおいて	保育を	希望する場	合		
保	続柄	必要	とする理由								
育		■ 就労	□妊娠・	出産	」疾病∙障	がいロカ	介護等	□ 災害征	复旧		
の		□ 求職記		- -	その他	راما	m <i>k</i> r				
利	父	(具体的な 	状況(勤務分	た、就労の	寺間、日数等	ずや	略しる	いこと			
用を					_	具体	的に保	育を必要とす	ける理由	を記入	、すること
を必		00	工業株式会	社 7:30	~ 19:00 ¯						
要		■ 就労	□妊娠		」 疾病 障	がい 口か	介護等	□ 災害征	复旧		
논		□ 求職記			その他	少库库	グ作:ロ/キ	こきコスト テノ	ナニナ! ヽ	`	
する	母	(共1年的は 	状況(勤務5	で、汎力 ロ	可间、口 致 🕏	F≒₩₩	クルボル	に記入して	1500	,	
理		\bigcirc	幼稚園 8:0	۱0 م 10 م	0	通勤時	間、開所	時間を考慮し	、 利用 明	寺間を記	記入。
电						_	C = 7 1 1 1 1 1				
	<u>庭の状</u> 6望す		□ ひと 利 用 曜	り親家庭	•		<u>生記以外</u>	用時間			
	ラ重り 川用時					平日		<u>用 時 間</u> 30分から		30分	まで
•	3713-3				金 ±	土明		分から	時		まで
	***		望する日に				-				
4) 7	兑情報	(等の提供)	<u>に当たっての</u> 給付費・地域	2著名欄 武型促弃	<u>は必すこ記</u> 公 仕弗笠の	<u>入願いま</u> 古絵図字	す。 ツー心 亜・	t> 古町 #1 R	おの性	#C	
(11 EM 11 計一同	ツルル記空 サ帯者を含む	和り負 地震 む)及び世帯	3至休月 情報を問	和り 食 寺の 11覧 すること	又和祕足 。その情報	日に基づ	る川町 竹氏 うき決定した	祝い情 ·利用者	和 負扣客	值
ì	つい	て、特定教 [·]	育 保育施設	いいのというというというというというというというというというというというというというと	って提示する	ことに同	意します		. 1 7713 🖂	JC 1— L	^
									•		
				保証	雙者 氏名			愛荘 健ス	<u> </u>		
* 7	市町村	t記載机 今	`和7年1月1日	1時点で、	愛荘町に住所	Tがない場	合は、課	税証明書が	必要です	⁻ 。押印]不要。
	_				愛荘町に住所	ーーー fがない場	合は、課	税証明書が	必要です	⁻ 。押印]不要。
	市町村	日一令和	年月	日	愛荘町に住所]不要。
受'	付年月		年月		愛荘町に住所	fがない場 認定者		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	必要です		不要。
受'	_	日一令和	年月		愛荘町に住所				定区分	等]不要。
受· 可·	付年月	日 令和	年月		愛荘町に住所			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	定区分]不要。
受· 可·	付年月	日 令和 認定の 	<u>年 月</u> 可否	B				│ □1号 □1号	定区分	等	J不要。
受· 可·	付年月	日 令和 認定の 認定	<u>年月</u> 可否	<u>目</u>				□1号 □2号 □3号	定区分 [等] 標] 短	
受' 可' (否(否 D理由	日 令和 認定の 認定	<u>年 月</u> 可否	<u>目</u>				□1号 □2号 □3号	定区分	等] 標] 短	
受· 可· (否(付年月 一 否 の理由	日 令和 認定の 認定 支給(<i>7</i>	<u>年月</u> 可否	<u>目</u>				□1号 □2号 □3号	<u>定区分</u> [[支給(利]	等] 標] 短	
受'(否()(否()()(否()()()()()()()()()()()()()(付年月の理由	日 令和 認定の 認定 認定 支給(ブ	年 月 可否 4 (所)の可否	目	В	認定者		□1号 □2号 □3号 □ 令和	定区分 [[友給(利]	等	日 日
受'(否()(否()()(否()()()()()()()()()()()()()(付年月の理由	日 令和 認定の	年 月 可否 9 (所)の可否	日 施設型	В	認定者		□1号 □2号 □3号	定区分 [[友給(利]	等] 標] 短 用)期間	
受· (否) (否)	付年月 ・ 否 ・ 理由 ・ 西 理施記	日 令和 認定の	年 月 可否 (所)の可否 (数型 □特別 設(事業者)	日 <u> </u> 施設型 名] 日 □特別地均	認定者	香番号	□1号 □2号 □3号 □ 令和 至 令和	定区分 [[を給(利) 年 年	等	日 日
受'(否()	付年月 ・ 否 理 否 理施 認知	日 令和 認定の) 支給() シ型 □地域 アンジも園	年 月 可否 可否 所)の可否 対型 □特別 設(事業者) (□連 □幼	日 施設型 名 加(□幼	引 日 □特別地域 □保) [▼	音番号	□1号 □2号 □3号 □ 令和 至 令和	定区分 [[友給(利]	等	日 日
受'(否()	付年月 一	日 令和 認定の) 製定 支給() シ型 □地域 である。	年 月 可否 (所)の可否 (数型 □特別 設(事業者)	日 施設型 名 加(□幼] 日 □特別地均	▼	音番号	□1号 □2号 □3号 □ 令和 至 令和	定区分 [[を給(利) 年 年	等	日 日
受'(否()	付年月 ・ 否 理 否 理施 認知	日 令和 認定の) 支給() シ型 □地域 アンジも園	年 月 可否 可否 所)の可否 対型 □特別 設(事業者) (□連 □幼	日 施設型 名 加(□幼	引 日 □特別地域 □保) [▼	音番号	□1号 □2号 □3号 □ 令和 至 令和	定区分 [[を給(利) 年 年	等	日 日
受 可 (否 可 (否 (((付 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	日 令和 記定の) 認定	年 月 可否 可否 新)の可否 <u>対型 □特別</u> 設(事業者) (口連 □幼 保育所	日 施設型 名 か(□地域型 経由して	月 日 □特別地域 □保) [単 (□小 □	【型 } □保(□保	皆番号 □幼) 品□事)	□1号 □2号 □3号 □ 令和 至 令和	定区分 [[を給(利) 年 年	等	日 日
受 可 (否 可 (否 (((一	日 令和 記定の) 認定	年 月 可否 (所)の可否 (型 口特別 設(事業者) (口連 口幼 保育所	日 施設型 名 加(□幼 □地域型	月 日 □特別地域 □保) [単 (□小 □	【型 } □保(□保	皆番号 □幼) 品□事)	□1号 □2号 □3号 □ 令和 至 令和	定区分 [[を給(利) 年 年	等	日 日
受 可 (否 可 (否 请 * 受	付 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	日 令和 家定 の かん で で で で で で で で で で で で で で で で で で	年 月 可否 可否 新)の可否 <u>対型 □特別</u> 設(事業者) (口連 □幼 保育所	日 施設型 名 か(□地域型 経由して	月 日 □特別地域 □保) [単 (□小 □	【型 } □保(□保	香番号 □幼) 品□事)	□1号 □2号 □3号 自 令和 至 令和	定区分 [[を給(利) 年 年	等	日 日
受 可 否 可 否 (((((((((((((((((((付 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	日 令和 家定 の から で で で で で で で で で で で で で で で で で で	年 月 可否 可否 新)の可否 <u>対型 □特別</u> 設(事業者) (口連 □幼 保育所	日 施設型 名 か(□地域型 経由して	月 日 □特別地域 □保) [単 (□小 □	【型 } □保(□保	香番号 □幼) 品□事)	□1号 □2号 □3号 □ 令和 至 令和	定区分 [[を給(利) 年 年	等	日 日
受 可 否 「可 否 # 受 施当絡	一	日 令和 家定 の から で で で で で で で で で で で で で で で で で で	年 月 可否 所)の可否 数型 事 の可否 数型 事業 口 (事 事 日 (事 年 当 (で (事 年 1 (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で (で	日 施設型 名 か(□地域型 経由して	月 日 □特別地域 □保) [単 (□小 □	【型 } □保(□保	香番号 □幼) 品□事)	□ 1号 □ 2号 □ 3号 □ 令和 至 令和 □ 地(定区分 [[を給(利) 年 年	等	日 日

考

- ●該当項目に○をつけ、必要事項をもれなく記入してください。内容は、入所日現在のことを記入。
- ●幼稚園(1号認定)希望の場合のみ、祖父母欄記入不要。

●記載	成内容に不正	(虚偽) が 認められた	場合、認	定・利用を取り消す場合か	あります。				
((ふりがな)	あいしょう はな	年齢	生年月日					
入所	 們童氏名	愛荘 花	2	令和5年8月23日					
		ふりがな		あいしょう けんた	電話番号				
		氏名		愛荘 健太		111-2222			
	父	住所		愛荘町愛知川72番地					
		勤務先名称		○◇工業株式会社	電話 07	49-42-0001			
		ふりがな		あいしょう じゅん	電話番号				
		氏名		愛荘 純	000-1	111-3333			
	[]	住所		ō	上				
		勤務先名称		○△幼稚園	電話 07	49-42-0002			
		ふりがな		あいしょう いちろう	電話番号				
		氏名		愛荘 一郎	000-1	111-4444			
	祖父	生年月日		昭和30年9月15日	就労状況	須・ 無			
父方		住所		同	上	111-4444			
又刀		ふりがな		あいしょう かずこ	電話番号				
		氏名		愛荘 和子	000-1	111-5555			
	祖母	生年月日		昭和30年10月1日	就労状況	有無			
		住所		同	<u> </u>				
		ふりがな		あいち たろう	電話番号				
		氏名		愛知 太郎	0000	0-00-000			
	祖父	生年月日		昭和30年3月15日	就労状況 有 €無				
母方		住所		愛知県〇市〇	町123番地	0-00-0000			
(A)		ふりがな			電話番号				
		氏名		死別					
	祖母	生年月日			就労状況	有∙無			
		住所							
緊	急連絡先	第1連絡先(母) 000-1111-3333	第2連約 OOO-1	8先(父) 111-2222	第3連絡先 000-1111				
令和7 の住列	年1月1日 f地	現在愛紅	」内・その	他()		現在の保育状況			
	年1月1日 第定の住所地	現在 愛推田	内・その	(1301)00場口は		(1) 父母が保育 2.祖父母が保育 3.兄弟姉妹が保育			
	D親族に障が られますか?	い者手帳をお持ちの方	(はい	帳の写しを添付し		4.友人等が保育 5.仕事に同伴 6.施設利用			
ひとり)親家庭です	か?	(はい	(はい)の場合は 当の証書または 給券の写しを添	福祉医療費受	7.その他			
					.5	1			

		◎お子様の健康状況は?(良好·普通·弱い)
仔	建	◎現在病院に通院中ですか? (通院している・通院していない)
月北	康 犬	 →通院している場合(病名 病院名 病院名)
沙	兄	◎障がい、病気、事故の後遺症等がありますか? (あり・なし)
		→ある場合 (忘れず、記入をしてください。
		◎アレルギー体質ですか?(はい・いいえ・わからない)
		 ◎食べさせてはいけないものがありますか? (あり・∱D)
		 →ありの場合、食べさせてはいけないものは? ()
存	本質	 食べるとどのような症状が出ますか?(発疹・吐き気・呼吸困難)
Ē	質	その他(
		医師による食事制限はありますか? (あり・なし)
		◎幼稚園入園希望で・・・
		食物アレルギーの方のみ:アレルギー対応食等の給食について相談を希望されますか?(はい・レイレンえ)
		◎4ヶ月児健診 (受診・未受診) 指導事項(あり・なし)
		◎7ヶ月児健診 (受診・未受診) 指導事項(あり・ない)
		◎10ヶ月児健診 受診・未受診) 指導事項(あり・なし)
互		◎ 1歳6ヶ月児健診 受診・未受診) 指導事項(あり・なし)
タリ	幼見	◎ 2歳6ヶ月児健診 (受診・未受診) 指導事項(あり・なし)
=	建診の	◎3歳6ヶ月児健診 (受診・未受診) 指導事項(あり・なし)
北	犬兄	→指導事項ありの場合、具体的にどんな指導を受け、その結果どうしましたか?
		◎心身の発達(言語等)に遅れがありますか? (あり・なり)
	/+1	→ありの場合関わっている機関名()
0	划1	推園や保育所に伝えておきたいこと
		ウマは、かしちこくこでいません。はいいっと思いが与いちこで結だ美かないことがもいま
		家では、おとなしくしていますが、外に出ると周りが気になって落ち着かないことがあります。



愛荘町